

門川町立西門川小学校

# いじめ防止基本方針

平成30年3月改訂

# 門川町立西門川小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであります。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に、「門川町いじめ防止基本方針」が策定されました。今回（平成29年9月）、「門川町いじめ防止基本方針」が改訂されたのを受け、本校におけるいじめ防止等の対策に関する基本的な方針を見直し、ここに「門川町立西門川小学校いじめ防止基本方針」を改訂するものであります。

## 目次

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
  - (1) いじめの防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめへの対処

### 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめ防止等のための組織
- 2 いじめ防止等に関する措置
  - (1) いじめの防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめに対する措置
  - (4) インターネット上のいじめへの対策
- 3 その他の留意事項
  - (1) 組織的な指導体制
  - (2) 校内研修の充実
  - (3) 校務の効率化
  - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
  - (5) 地域や家庭との連携について
  - (6) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条)

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員によることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」、本校では、すこやか委員会（いじめ・不登校対策委員会）の活用を通して行う。
- (3) 具体的ないじめの態様は次のようなものがある。
  - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - 金品をたかられる。
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どこの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学生4年生から中学3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という2者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

#### (1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「すこやか委員会」（いじめ不登校対策委員会）を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、毎月、アンケート実施と個別の教育相談をするなどをしていきます。

#### 【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 学校いじめ防止プログラムの作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

## 2 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

#### ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施（全校集会、みんなで遊ぶ日等）
- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進（みどりの少年団活動等）

(イ) 児童会活動による、いじめ防止の啓発活動を推進します。

- 児童会によるいじめ防止の啓発活動の計画、実施
- 特別活動等における異学年交流活動の計画、実施

#### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる・できる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

(ウ) 特別の教科「道徳」や他教科、学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を充実し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学校便りを活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催
- ホームページへの学校いじめ防止基本方針掲載

### (2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有  
※ 資料参照1（教室や家庭でのいじめのサイン）

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定（月1回）
- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- 学校独自のアンケートの実施 ※ 資料参照2（児童用アンケート）

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会議での情報の共有
- 卒業・進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

## **いじめられた児童とその保護者への支援**

### **【いじめられた児童への支援】**

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

### **【いじめられた児童の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

## **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

### **【いじめた児童の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

#### カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

#### (4) インターネット上のいじめへの対策

##### ア インターネット上のいじめとは

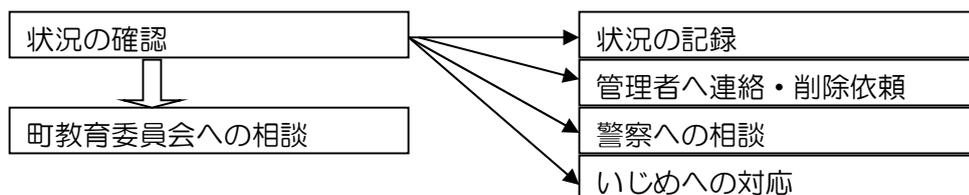
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たります。

##### イ インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。  
(かどがわ4箇条のメディアの約束を記入し、それを守ることをPTAとともに推進します。)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした携帯電話やインターネット等についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

##### ウ インターネット上のいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組めます。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの児童指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

##### ① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

##### ② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

- ③ 福祉関係との連携
  - ・ スクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
  - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
  - ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
  - ・ 精神保健に関する相談
  - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（町いじめ問題対策委員会）に協力することとします。
  - 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・ 児童が自殺を企図した場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
  - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、町の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。